



# 魔法の文学館 (江戸川区角野栄子児童文学館)



11月3日、江戸川区の「なぎさ公園」内に「魔法の文学館」がオープンしました。「魔法の宅急便」の作者として知られる児童文学作家・角野栄子さんの世界観をイメージした館内には、角野さんが自ら選んだ児童書約1万冊が並び、自由に読めるようになっていきます。映像シアター、ギャラリ、カフェなど、読書以外の楽しみも満載の児童文学館にぜひお越しください。

## 『魔法の宅急便』作者・児童文学作家角野栄子さんの世界観を表現

### 国際アンデルセン賞受賞が文学館建設のきっかけに

角野さんは幼少期から20代前半までを江戸川区北小岩で暮らし、「幼い頃に見たり感じたりした江戸川区の風景はいつまでも忘れることなく、その体験や情景が時に作品に表現されている」と語り、ふるさと江戸川区への想いを今も大切にされています。

平成30(2018)年に児童文学の小さなノーベル賞ともいわれる「国際アンデルセン賞・作家賞」を受賞され、区はこの偉業を称えて「区民栄誉賞」を創設し、最初の受賞者として表彰しました。

角野さんの偉大な功績を多くの方々

に知っていただくとともに、未来を担う子どもたちがその世界観を享受できるように施設をつくらうと、児童文学館建設構想がスタートしました。

### 「魔法の文学館」基本構想に掲げた3つの機能

「魔法の文学館」は、「角野栄子さんの偉大な功績とその物語の世界観を区の誇る文化として継承し、児童文学の素晴らしさを発信していく」「子どもたち自身が自由に『本』と親しむ場をつくる」「イベントや体験を通して、子どもたちの想像力と創造力を育む場にする」を施設の目的としています。

基本構想ではこれらの目的を果たすため、大きく分けて、①角野栄子さん

の功績を称える機能、②「児童文学」に親しむ機能、③想像力や創造力を育む体験機能という3つの機能があります。具体的には、角野さんの経歴や資料などの紹介、子どもたちが自分の意思で本を選んで自由に読める空間づくり、児童文学作品に関連した企画展示や各種イベントの開催などを行います。



左から、隈研吾さん、角野栄子さん、斉藤猛江戸川区長



角野さんの代表作

## 自然豊かな「なぎさ公園」 展望の丘」に建設

「魔法の文学館」が建つ「なぎさ公園」は、総合レクリエーション公園の東端に位置し、近くを旧江戸川が流れ、四季折々の花が咲き、樹木と芝生の緑が美しい自然豊かな公園です。いくつかの建設候補地の中から、角野さんの希望により選ばれました。当施設の建設にあたり、既存の樹木や施設を活かしながら、一部を改修し、角野作品の世界観と自然が調和するような公園づくりを行いました。

建物のある小高い丘は、もともとあった草地広場の「展望の丘」で、丘の上からは旧江戸川が望めます。建物の前庭となる「ものがたりの丘」には、「本を読んだり、絵を描いたり、そこで出会う人との会話ができるように」との角野さんの思いが込められており、1人でもグループでも座れるロングベンチや斜面と一体化した滑り台などを配置しています。また、屋外でも本が読め、待ち合わせや休憩の場としても活用できるテラスを整備しました。

## 隈研吾氏が設計を担当した 純白の花びらのような建物

建物は、隈研吾建築都市設計事務所が設計を担当しました。建築コンセプトは「丘の一部として建築・造園・展示が一体的につながる『ものがたりの世界』」。建物も、室内だけで完結する閉じた箱ではなく、周囲の景観と調和しつつ、外と中をつなぎ、子どもたちの想像力と創造力が膨らむような工夫がされています。

最も特徴的なのは、花びらが広がるようなデザインの「フラワールーフ」と名付けられた屋根。真っ白な花が丘に咲いたような、軽やかで華やかな印象です。外装の色は無垢な白いキャンパスのようなニュートラルホワイト。四季折々に変化する公園の自然環境に溶け込みます。また、出入口部分は内外の見通しをつくる「おおきな窓」にして、気軽に入りやすいアプローチに。大きさや高さが違う「しかくい窓」は、風景を切り取るピクチャーウインドウとしても機能しています。



フラワールーフが特徴の外観

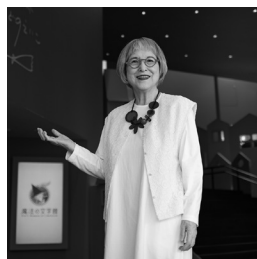


「展望の丘」で好きな本を読むことができる

### 魔法の文学館・角野栄子館長メッセージ

この度、私の大切な思い出の地、江戸川のほとりの公園の中に、角野栄子児童文学館ができました。本当にうれしく光栄なことです。この文学館を訪れたみなさんが、幼い日の私のように、心をときめかせ、わくわくする時間をすごしてくださいませよう！ 不思議な色のコリコの町を歩いたら、次は自分の好きな本を選んでください。あなたが手にした本の中に、たくさんの冒険と不思議がまつています。

「本をひらけば たのしい世界！」  
この文学館が、皆さんの大切な思い出になりますように。  
思い出は一生の宝物。  
未来を生きる力です。



#### プロフィール

1935年東京生まれ。3歳から23歳まで江戸川区北小岩で過ごす。出版社勤務を経て24歳からブラジルに2年間滞在。その体験を元にした『レイジンニョ少年 ブラジルをたずねて』で、1970年作家デビュー。代表作『魔女の宅急便』は1989年にスタジオジブリ作品としてアニメーション映画化された。2018年児童文学の「小さなノーベル賞」と言われる国際アンデルセン賞作家賞を受賞。翌年、江戸川区区民栄誉賞を受賞。



# ◆『魔女の宅急便』

## 館内はいちご色の世界が広がる「コリコの町」

館内に入ると、『魔女の宅急便』の舞台「コリコの町」をイメージしたいちご色の世界が広がります。いちご色は角野さんのテーマカラー。アートディレクター・くぼしまりおさんが内装デザインを手がけ、壁面はもちろん本棚やソファなどもすべていちご色に統一しています。エントランスで最初に出会うのは、大きなモニターに映し出されたウエルカム映像。角野さんの挨拶に合わせて壁一面にプロジェクトクションマッピングが現れ、魔女のキキと黒猫のジジ、食いしん坊の小さなおばけアッチ、リンゴちゃんなど、角野さんの物語のキャラクターたちが登場します。また、壁面に小さな仕掛け扉をいくつも設け、扉を開けるとキャラクターが現れて物語の世界に誘うなど、来訪者の想像力をかきたてる工夫をしています。

ライブラリーは1階と2階にあり、角野さんの著作と角野さんが自ら選んだ国内外の児童書や絵本約1万冊を、

# の舞台となった町をイメージした館内で本に出会う

あえて分類せずに配架しています。子どもたちは自由に本を選び、ソファに座ったりカーペットに寝そべったり、1階と2階をつなぐ大階段に座るなど、好きな場所でゆっくりと読むことができます。本の貸し出しは行っていないが、持ち出しの手続きをすれば、2階のテラスや公園の芝生の上など、館外に出て読むこともできます。

## 物語のキャラクターと対話できる「黒猫シアター」

館内にはライブラリーのほかにさまざまなコーナーがありますが、一番人気は大階段下の「黒猫シアター」。隠れ家のような空間は4面映像シアターで、参加者がキャラクターと対話しながら物語が進行していくインタラクティブなプログラムが体験できます。おばけのアッチやリンゴちゃんなどのキャラクターが登場する参加型のプログラムは4種類あり、順次入れ替わります。角野さんが江戸川の土手などを背景に著作の読み聞かせをするプログラムも9本ほどあり、訪れるたびに違ったものを楽しめます。1つのプロ

グラムは約10分間。定員約20人で、入れ替え制になっています。

## 「栄子さんのアトリエ」と「ギャラリー」の企画展示

2階には角野さんの仕事場を模した「栄子さんのアトリエ」があります。デスクの上には作品原稿や絵の具などの文房具が置かれ、棚には愛読書や旅先で集めた美しい小物が並んでいます。カラフルでおしゃれなファッショ

ンが評判の角野さんの洋服の展示、NHKのEテレで放映中の『カラフルな魔女』を再編集した映像の上映も行っており、角野さんのお人柄や世界観に触れていただけます。

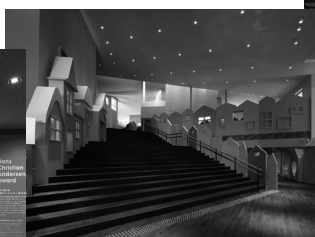
アトリエの隣には「ギャラリー」があり、ここでは児童文学に関する企画展を半年ごとに開催。第1回は角野さんが世界各地から集めた魔女人形コレクションを紹介する「魔女まじよ展」で、来年4月8日まで開催しています。



黒猫シアター



栄子さんのアトリエ



大階段に座って本を楽しむことができる



コリコの町の本棚

## 読書のあとに立ち寄りた カフェとショップ

本を読んでおながすいたら、3階にある「カフェ・キキ」へ。いちご色の世界とは違った大人の雰囲気漂うカフェは、旧江戸川を一望できる見晴らしの良い空間になっています。角野さんの作品に登場するメニューをモチーフにしたスペシャルメニューなど、ここでしか味わえないメニューがそろっているのです。「魔法の文学館」の世界観に浸ったあとのカフェタイムにぴったりのです。スペシャルメニューには卵を使用しないオムライス「キキライス」、ハート形のいちご味のムースケーキにアイスクリームとフィヤンティーンを添えたパフェ「ハートをあなたに」などがあります。

## 区民先行内覧会と 区民向け開館記念イベント

「魔法の文学館」オープン前の10月21日、22日、25日、29日の4日間、区民先行内覧会を実施しました。募集開始から40分ほどで定員に達してしまっただほどの人気で、来場者からは「とても楽しい施設なので、ママ友に紹介したい」「とても良い空間の中で読書がゆっくり楽しむことができる」など、うれしい反応も。また、いちご色の空間の中で手作りのコスプレで来館し、写真を撮る方も多くいらつやいました。10月28日には区民を対象とした開館記念イベント「リーディングミュージカル」を上演し、こちらも250人募集のところ約7000人応募という人気のイベントとなりました。

海外にも多くのファンをもつ角野栄子さんの児童文学館が、国内はもとより、世界中の子どもたちに来ていただける施設になり、「江戸川区といえは『魔法の文学館』がある」と沢山の人が言っていただけのような、区の魅力発信の中心になることを願っています。

## 魔法の文学館アクセス

### 魔法の文学館

(江戸川区角野栄子児童文学館)

住所: 江戸川区南葛西 7-3-1 なぎさ公園内

電話: 03-6661-3911

開館時間: 9時30分～17時30分 (最終入館 16時30分)

休館日: 火曜日、年末年始 (12月29日～1月3日)

入館料: 一般 (15歳以上) 700円 (500円)、  
子ども (4歳～中学生) 300円 (200円) ※〈 〉内は江戸川区在住者、  
在勤者、在学者の割引料金です。

入館方法: 日時指定の事前予約制が基本となっております。



### 【交通案内】

●東京メトロ東西線「葛西駅」から都営バス「葛西21」にて約10分「魔法の文学館入口」下車徒歩5分、都営バス「葛西24」にて約10分「なぎさニュータウン」下車徒歩5分

●JR京葉線「葛西臨海公園」から都営バス「葛西21」にて約10分「魔法の文学館入口」下車徒歩5分



エントランスサイン



見晴らしの良い空間でスペシャルメニューが味わえる「カフェ・キキ」



角野さんの作品をもとにデザインしたラッピングバスも運行中



約100点のオリジナルグッズが並ぶショップ



# 令和6年度都区財政調整 区側提案事項について

令和6年度都区財政調整に関する区側提案事項が、11月16日（木）の特別区長会総会で決定されました。この提案事項は、都側から出された提案事項とともに、12月4日（月）に開催された都区財政調整協議会に示され、同協議会幹事会に具体的検討を行うよう下命されました。

## 一 検討の経過

特別区長会は、本年6月に来年度の都区財政調整に向けた基本方針を示しました。

内容は、現行算定の妥当性を検証し、特別区の実態に見合った算定に改めるとともに、基礎的・普遍的事業の的確な算定を確保しつつ、算定の標準化や一定の行政分野における経費の包括算定など、各区の自主性が担保される算定方法への改善を、区側が主体的に行うというものです。

提案は、この基本方針に従い、各区の決算実績と算定額の比較分析を踏まえ、各ブロック及び決算分析ワーキンググループから出された経費算定の充実、算定方法の改善策等の案を基に財政課長会で調整し、企画・財政担当部長会、副区長会を

経て、特別区長会で了承されたものです。  
今回の取りまとめでは、標準区経費の見直しとして、縮減項目1項目を含め、48項目を提案することとしています。

## 二 区側提案事項の内容

今回の提案では、①特別区における児童相談所の設置に伴う配分割合の見直しについては、区立児童相談所の事務の財調上の位置付けに関する都区のプロジェクトチームでの検討結果を踏まえたうえで、協議を行うほか、大規模な税制改正や、都区の役割分担の変更等が行われる場合には、その影

響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと、②清掃費の見直しなど特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること、③特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めることを求めています。  
区側が具体的に算定内容の改善等を求めた主なものは、次のとおりです。

◎特別区の実態を踏まえた、標準区経費の見直し  
・新規提案23項目（ひきこもり対策事業費など）

・充実提案17項目（保育所等の利用者負担の見直しなど）  
・改善提案7項目（清掃費の見直しなど）  
・縮減提案1項目（中学校費）夏休み期間プール指導員  
◎個別懸案課題への対応  
・特別交付金  
・都市計画交付金  
なお、都側からは、算定内容の廃止・縮減を中心に14項目の提案がありました。  
現在、都区財政調整協議会への報告に向け、同幹事会での検討が行われています。

（特別区長会事務局）

### 令和6年度都区財政調整区側提案取りまとめの概要

#### 特別区長会方針（令和5年6月特別区長会総会決定）

#### 令和6年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性 （基本的な考え方）

- 自主・自律的な区間調整の反映
- ・現行算定の妥当性の検証
  - ・各区の自主性が担保される算定

#### 具体的な取組

- ◎標準区経費の見直し
- ◎算定の簡素化・包括化

#### 区側提案事項

- ① 税制改正等で影響が生じる場合は配分割合を見直すこと
- ② 区側の主体的調整を基本に整理すること
- ③ 都区財政調整協議上の諸課題について見直しを行うこと

#### 算定内容改善等の提案

##### 標準区経費の見直し：48項目

##### ◆単価・数量等の見直し：47項目

- ・【新規】ひきこもり対策事業費など
- ・【充実】保育所等の利用者負担の見直しなど
- ・【改善】清掃費の見直しなど

##### ◆縮減項目を提案：1項目

- ・【縮減】【中学校費】夏休み期間プール指導員

既算定経費の  
全般的な見直し  
など

社会経済状況に応じた対応

##### 個別懸案課題への対応

- ◆ 特別交付金
- ◆ 都市計画交付金

# 不合理な税制改正等に対する特別区の主張（令和5年度版）

特別区長会は、11月13日（月）に「不合理な税制改正等に対する特別区の主張」を公表しました。

## 不合理な税制改正による影響は深刻

これまで国は、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもとに、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直しなどの税制改正を進めてきました。

その影響額にふるさと納税による減収も含めた特別区の減収は、令和5年度で約3千2百億円、平成27年度からの累計で約1兆6千億円に上ります。本来であれば、区税として区民の皆様に使われるべき税金が、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、国に奪われています。

このような措置が行われたことに対し、  
 ① 不合理な税制改正による影響は深刻、  
 ② ふるさと納税制度は廃止を含め抜本的見直しが必要、  
 ③ 東京の地方財源が突出しているわけではない、  
 ④ 今後も多くの財源が必要、  
 ⑤ 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿という5点を挙げて、特別区の考え方を示しています。

## 特別区は膨大な財政需要を抱えている

不合理な税制改正の影響による減収に加え、長引く物価高騰等の影響も重なり、特別区の財政は極めて深刻な状況です。

物価高騰対策経費や、公共施設の老朽化に伴う改築需要など、特別区は膨大な財政需要に対応していく必要があります。

特別区長会は、応益負担という地方税の本旨を無視して特別区から貴重な税源を奪う不合理な税制改正について是正を求めるとともに、地方税財源総体の拡充を求めています。

（特別区長会事務局）

【不合理な税制改正等に対する特別区の主張【概要】より加工して作成】

## 不合理な税制改正等に対する特別区の主張（令和5年度版）【概要】

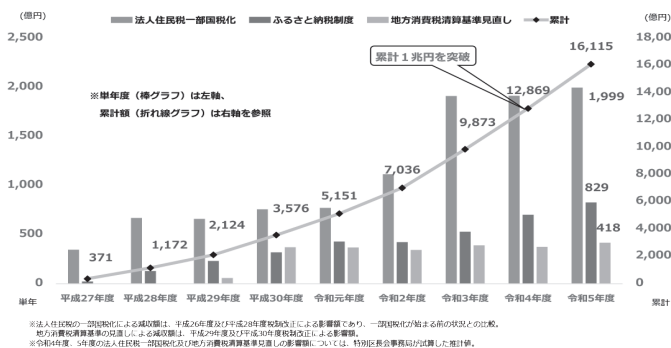
法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。さらに、ウクライナ情勢等に伴う長引く物価高騰は地方経済にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。

特別区には、首都圏特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

### 1. 不合理な税制改正による影響は深刻

- ✓ 不合理な税制改正による特別区への影響額は、令和5年度で約3,200億円、平成27年度からの累計で約1兆6,000億円に上ります。
- ✓ 本来であれば、区民の皆様のために使われるべく納めていただいた税金が、「東京は財源に余裕がある」等の一方的な見方によって、国に奪われています。
- ✓ これは、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

#### ◆ 不合理な税制改正による影響額（H27～R5各年度及び累計額）



#### ◆ 令和5年度減収額3,200億円を換算すると

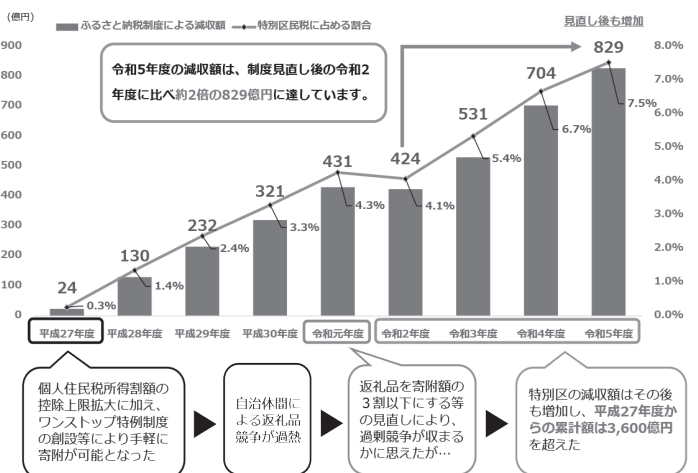


※人口は「住民基本台帳による東京都区部の世帯と人口」、区役所数は「令和3年度特別区役所状況」、消費税率は「令和5年度税制改正別算定結果（当初）」を基に作成。

### 2. ふるさと納税制度は廃止を含め抜本的見直しが必要

- ✓ 特別区における住民税の減収額は年々増加しており、特別区全体で令和5年度は約830億円、平成27年度からの累計額は3,600億円超に及んでいます。
- ✓ 現在のふるさと納税制度は、地方自治体の行政サービスに要する経費を地域の住民が負担し合う住民税のあり方を逸脱し、地方自治の根幹を破壊するものです。
- ✓ また、本制度は、政治・経済・文化の中核として日本を牽引してきた東京の役割を考慮せず、地方の財源不足を補うために税収の移転を図るものです。今こそ、制度を巡る様々な問題に対処すべく廃止を含めた抜本的な見直しを行うべきです。

#### ◆ ふるさと納税による減収額および特別区民税に占める割合

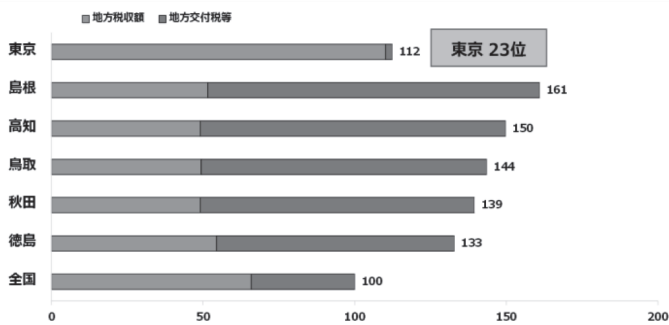


※ 割合は「ふるさと納税による減収額」を基に作成。

### 3. 東京の地方財源が突出しているわけではない

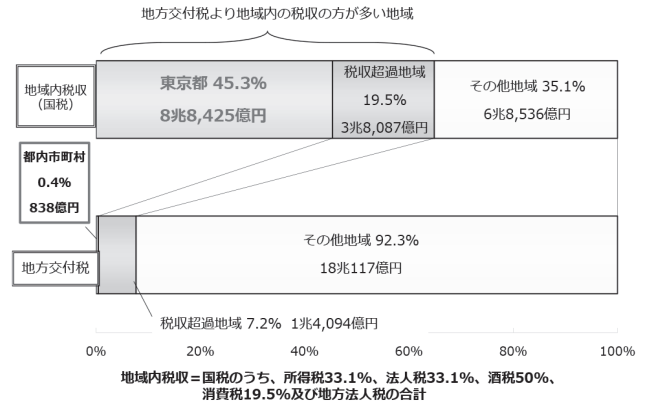
- ✓ 人口一人当たりの地方税収の格差を是正するため、地方税の見直しが必要との見方があります。
- ✓ しかし、地方税等に地方交付税を合わせた人口一人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると、東京はほぼ全国平均であり、東京の地方財源が突出して多いわけではありません。
- ✓ 今後も膨大な財政需要への対応が不可欠な中、東京一極集中を理由とした、偏在是正措置については、決して容認することはできません。

#### ◆ 人口一人当たりの地方財源（全国を100とした場合）



※ 総務省「令和5年度 地方税に関する参考数値資料」を基に作成。

#### 地方交付税財源の収入と配分



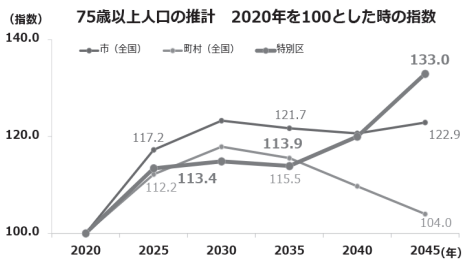
※ 国税庁「令和3年度 統計年報（国税徴収 都道府県別の徴収状況）」  
総務省「令和3年度 地方財政統計年報（都道府県収入決算・市町村歳入決算）」を基に作成。

地方交付税の原資の4割以上（約8.8兆円）は、東京都の住民（個人、法人）が負担した税であり、すでに地域間の税収格差の解消に大きく貢献しています。

### 4. 今後も多くの財源が必要

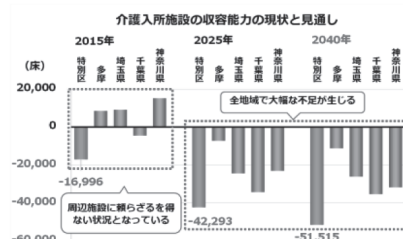
- ✓ 特別区は高齢者の急増や膨大な公共施設の改築需要への対応をはじめ、今後も多くの財源を必要としています。

#### ◆ 75歳以上人口は、特別区は2040年頃から大きく伸びるため、後期高齢者対応の需要の急増が見込まれる



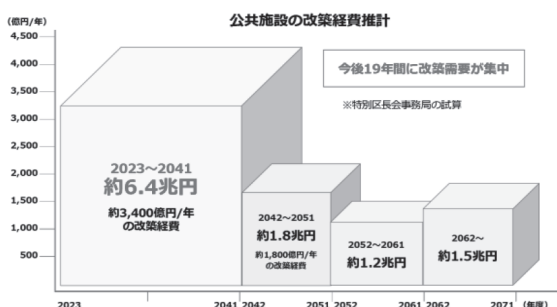
※ 国立社会保険・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成。

#### ◆ 2040年に不足が見込まれる51,515床分の介護入所施設を整備する場合、約1兆6,000億円の経費が必要



※ 日本創生会議「一都三県における介護施設の収容能力の現状と見通し」、令和3年度都区財政調整における算定経費を基に作成。

#### ◆ 2041年度までに必要な公共施設の改築需要は約6.4兆円にも及ぶ



特に小中学校では、築45年超えの建物の面積が5割を超える等、全国と比べても老朽化が著しく進んでいます。

### 5. 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

- ✓ 今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿をすることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は是正すべきです。
- ✓ 国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿であり、今後とも特別区長会は、地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制を是正するよう、国に求めています。

「不合理な税制改正等に対する特別区の主張」の本編及び概要は、特別区長会のホームページでご覧になれます。  
<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>



# 不合理な偏在是正措置に関する 要請について

特別区長会は、11月13日（月）に不合理な偏在是正措置の改善に向けて、萩生田光一自由民主党政務調査会長に対して、協力を要請しました。

## これまでの税制改正と今後の地方税制の動向等について

これまで国は、「地方創生の推進」と「税源の偏在是正」の名のもとに、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などの税制改正を進め、特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしています。

こうした中、経済財政運営と改革の基本方針2023では、「東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税法系の構築に向けて取り組む」とされている中、一部の地方などからは更なる偏在是正を行うべきというような意見が出ています。

## 協力要請の概要

当日は、吉住健一会長（新宿区長）、斉藤猛副会長（江戸川区長）が、自由民主党本部を訪問し、萩生田光一自由民主党政務調査会長に要請書を手渡しました。

吉住会長は、要請書の提出にあたり「これまでの不合理な税制改正によって既に多大な影響を受けている。どうか国の議論の中で取奪されることのないよう働きかけ

をいただきたい。」と発言し、これ以上、特別区の貴重な税源を奪うことのないよう協力を求めました。萩生田政調会長は、「要請は承った。」としたうえで、「この問題は46対1となるため、東京として東京の持っている特殊事情を含め理論武装して立ち向かっていく必要がある。23区がしっかりスタラムを組んで微動だにしないことをお願いしたい。」との発言がありました。

特別区長会では、今回の要請に引き続き、今後も地方税制のあり方等について検討を進め、特別区の考え方を示していくこととしています。

（特別区長会事務局）

不合理な偏在是正措置に関する要請書（全文）

自由民主党政務調査会長  
萩生田 光一 様

## 不合理な偏在是正措置について

「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方向的に奪われ続けており、特別区全体の影響額は令和5年度で約3,200億円、平成27年度からの累計で約1兆6,000億円に上ります。

こうした中、経済財政運営と改革の基本方針2023では「東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税法系の構築に向けて取り組む」とされている中、一部の地方などからは更なる偏在是正を行うべきというような意見が出ています。

これまでの不合理な税制改正によって既に多大な影響を受ける中で、更なる措置を講じることは、断じて看過できません。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差については、国の責任において地方交付税財源の法定率を引き上げ、調整すべきです。

首都東京は、一貫して、我が国の政治・経済・文化の中核として、日本を牽引してきました。人口3,000万人の東京圏は、世界に冠たる巨大で豊かな大都市であり、いわば日本のエンジンです。その中心となってきたのが特別区です。地方交付税の原資となる国税についても、東京は他の地域よりもはるかに多く負担してきました。

東京の活力が低下することは日本全体の低迷につながります。こうした東京の役割を考慮せず、税収の多寡といった側面に焦点を当てて、行政サービスの地域間格差があるとする議論は容認できません。

これ以上、特別区の貴重な税源を奪うのではなく、国の責任において地方自治体の税財源の拡充を図るよう、ご理解・ご協力を賜りたく、強くお願い申し上げます。

令和5年11月13日

特別区長会会長  
吉住 健一

萩生田政調会長に要請書を提出





# 令和5年度都区財政調整区別再算定額決定される

## — 普通交付金前年度比821億円の増 —

令和5年度 都区財政調整区別算定結果（再算定）

（単位：百万円、％）

区名	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金	
			B-A	増減率
千代田区	27,928	31,613	3,685	35.5
中央区	39,323	66,040	26,716	54.3
港区	88,648	74,707	0	0.0
新宿区	58,556	85,712	27,156	7.9
文京区	39,477	60,618	21,141	▲0.3
台東区	28,706	56,496	27,790	7.9
墨田区	32,369	74,275	41,906	5.5
江東区	66,098	130,571	64,473	6.8
品川区	61,209	100,944	39,735	▲0.7
目黒区	49,442	67,013	17,571	14.4
大田区	92,178	166,791	74,613	8.3
世田谷区	138,047	197,537	59,491	6.2
渋谷区	59,201	59,816	615	皆増
中野区	41,957	83,643	41,685	7.9
杉並区	75,804	123,416	47,613	4.8
豊島区	40,027	74,679	34,652	14.1
北区	38,138	94,149	56,011	6.6
荒川区	22,850	65,666	42,817	9.2
板橋区	59,826	136,442	76,616	6.9
練馬区	82,385	176,771	94,386	7.3
足立区	66,343	173,172	106,829	5.6
葛飾区	44,703	126,334	81,631	7.5
江戸川区	70,299	178,982	108,683	10.6
合計	1,323,513	2,405,387	1,095,814	8.1

注1) 端数処理のため、縦横の計算が一致しない場合がある。

注2) 増減率は、令和4年度当初算定との比較である。

注3) \*財源不足額が生じていないため、不交付となる。

●基準財政収入額【23区】(A)	1,323,513百万円	(前年度比7.3%増)
●基準財政需要額【23区】(B)	2,405,387百万円	(前年度比7.8%増)
●差引き	(B) - (A)	1,081,874百万円 (①-②)
うち財源不足額	1,081,874百万円 ①	
【交付区 22区	基準財政収入額<基準財政需要額】	
うち財源超過額	13,940百万円 ②	
【不交付区 1区	基準財政収入額>基準財政需要額】	
●普通交付金 (=財源不足額)	1,095,814百万円	(前年度比8.1%増)

各区へ交付される普通交付金の総額は、1兆958億1400万円です。前年度と比べ821億1600万円、率にして8・1%の増となりました。

区別に見ると、20区が増、2区が減となっています。区別の算定結果は表のとおりで、22区が交付区となりましたが、港区は、基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、財源不足額が生じないため、21年連続で不交付区となりました。

また、投資的経費は次の見直しまでの臨時的な取扱いとして、建築工事の現行単価に平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映

普通交付金  
各区へ交付される普通交付金の総額は、1兆958億1400万円です。前年度と比べ821億1600万円、率にして8・1%の増となりました。

基準財政収入額は、1兆3235億1300万円、前年度と比べ899億7100万円、率にして7・3%の増となりました。主な要因は、個人消費の堅調な推移等により、地方消費税交付金が前年度比で360億6100万円、率にして17・9%の増となったことや、雇用・所得環境の回復による総所得金額の増などにより、特別区民税が前年度比で505億2700万円、率にして5・6%の増となったことなどです。

また、投資的経費は次の見直しまでの臨時的な取扱いとして、建築工事の現行単価に平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映

基準財政収入額は、1兆3235億1300万円、前年度と比べ899億7100万円、率にして7・3%の増となりました。主な要因は、個人消費の堅調な推移等により、地方消費税交付金が前年度比で360億6100万円、率にして17・9%の増となったことや、雇用・所得環境の回復による総所得金額の増などにより、特別区民税が前年度比で505億2700万円、率にして5・6%の増となったことなどです。

このうち、経常的経費は、医療的ケア児支援経費、公衆喫煙所維持管理費などの新規算定や、放課後児童クラブ事業費などの算定充実に加え、児童相談所関連経費などの算定改善、また各数値・単価の改定などを行った結果、算定額は1兆9141億5100万円、前年度と比べ426億3200万円、率にして2・3%の増となりました。

普通交付金合計額の1兆958億1400万円は、当初見込んだ交付金の総額の1兆1346億9500万円よりも388億8100万円少ないことから、再算定した額との差額、いわゆる算定残が生じています。この差額の取扱いについては、都の最終補正予算の財源状況を確認した上で整理することとなります。

再算定差額  
普通交付金合計額の1兆958億1400万円は、当初見込んだ交付金の総額の1兆1346億9500万円よりも388億8100万円少ないことから、再算定した額との差額、いわゆる算定残が生じています。この差額の取扱いについては、都の最終補正予算の財源状況を確認した上で整理することとなります。

本年8月の当初算定は、令和5年度都区財政調整協議が都区で合意できていない状態だったため、条例改正が行われず、従前の単位費用を用いた異例の算定でした。その後、本年9月の都区協議会で合意した「令和5年度都区財政調整方針」に基づき、改めて条例改正後の単位費用を用いて、23区別の算定を行った結果が、11月16日（木）の区長会総会において都から示され、同日付の都区協議会で決定されました。算定結果の概要は、次のとおりです。

基準財政需要額は、2兆4053億8700万円、前年度と比べ1733億8000万円、率にして7・8%の増となりました。このうち、経常的経費は、医療的ケア児支援経費、公衆喫煙所維持管理費などの新規算定や、放課後児童クラブ事業費などの算定充実に加え、児童相談所関連経費などの算定改善、また各数値・単価の改定などを行った結果、算定額は1兆9141億5100万円、前年度と比べ426億3200万円、率にして2・3%の増となりました。

普通交付金合計額の1兆958億1400万円は、当初見込んだ交付金の総額の1兆1346億9500万円よりも388億8100万円少ないことから、再算定した額との差額、いわゆる算定残が生じています。この差額の取扱いについては、都の最終補正予算の財源状況を確認した上で整理することとなります。

普通交付金合計額の1兆958億1400万円は、当初見込んだ交付金の総額の1兆1346億9500万円よりも388億8100万円少ないことから、再算定した額との差額、いわゆる算定残が生じています。この差額の取扱いについては、都の最終補正予算の財源状況を確認した上で整理することとなります。

（特別区長会事務局）

# 特別区長会として 「国民健康保険制度の見直しに関する提言」 を実施しました

特別区長会は、11月16日（木）厚生労働省において、「国民健康保険制度の見直しに関する提言」を実施しました。

当日は、吉住健一会長（新宿区長）、近藤やよい副会長（足立区長）、斉藤猛副会長（江戸川区長）が、武見敬三厚生労働大臣に提言書を手渡し、併せて来年度の保険料について要望しました。

## 【国民健康保険制度の見直しに関する提言】

提言内容は、特別区長会に設置された「国民健康保険制度に関する検討プロジェクトチーム」で検討し、区長会で決定されたものです。（次ページ参照）

吉住会長からは、国民健康保険制度の構造的な課題が深刻化していることを踏まえ、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、抜本改革を求めた上で、その実現までの間、制度を維持するための短期的・中期的な取組みとして求めた5項目のうち、特に以下の3項目について発言がありました。

### ① 国民健康保険財政基盤の更なる強化

昨今の被保険者の低所得化、一人当たり医療費増は、自治体の努力だけでは解決できることではないことから、国民健康保険財政基盤の更なる強化及び国庫負担割合の引上げの実施が必要と考えている。

### ② 低所得者の負担軽減

所得水準が低い被保険者が増えている現状を踏まえ、例えば、賦課割合に関し、自治体判断に委ねるのではなく、賦課限度額を引上げる等、中間所得者層へ配慮しつつ、低所得者層の負担能力に応じた設定となるよう、国の基準として示すことが必要であると考えます。

### ③ 子どもに係る均等割額軽減措置の充実

次元の異なる少子化対策が掲げられる中、子育て世帯の経済的負担を更に軽減すべく、軽減対象の制限の撤廃、公費による軽減割合の拡大を実施することが必要であると考えます。

### 【令和6年度の保険料に関する要望】

先般、令和6年度国民健康保険料の基となる、仮係数が通知されたことを踏まえ、吉住会長から以下の発言がありました。

通知によると、令和6年度の保険料の急激な上昇が見込まれる。

制度を取り巻く厳しい状況から、確定係数に向け、被保険者の負担抑制のための特別な対応の実施について、併せてお願いしたい。

提言等を受けて、応対した武見大臣からは、「医療保険制度の一本化等の抜本改革の議論は、遠くない将来において、大きな課題になると思う。」「我々も中長期的な視点でしっかりと考えるなければいけないという問題意識は持っている。」「制度を将来的にどうしていくか、区長の皆さんと相談しながら、持続可能な枠組みとしていく必要がある。」「当面は、いただいた具体的な課題について、できるところからしっかりと対応させていただきたい。」などの発言がありました。



（特別区長会事務局）

## 「茨城ふるさとフェア」を実施しました

公益財団法人特別区協議会、茨城県主催による「茨城ふるさとフェア」を令和5年10月19日（木）に東京区政会館1階オープンスペースにて開催しました。

当日は、茨城県19市町村と県アンテナショップ「イバラキセンス」が出店し、特産品の販売、観光情報などのPRを行い、大変賑わいました。このイベントを通じて多くの方に茨城県の魅力を感じていただけたのではないのでしょうか。

◎参加団体 日立市、常陸太田市、大子町、笠間市、小美玉市、城里町、東海村、潮来市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、美浦村、利根町、稲敷市、古河市、下妻市、筑西市、坂東市、桜川市、イバラキセンス（茨城県アンテナショップ）  
（公益財団法人特別区協議会事業部、茨城県）





「国民健康保険制度の見直しに関する提言」(全文)

令和5年11月16日

厚生労働大臣  
武見 敬三 様

特別区長会会長  
吉住 健一

国民健康保険制度の見直しに関する提言

記

平成30年度に、国民健康保険制度は、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、制度が抱える課題に対応すべく改革が行われました。

しかしながら、被保険者の高齢化が進み医療費水準が高い状況はさらに進行しています。また、被保険者の構成では、「無職」の割合が最も高く、保険料(税)を軽減されている世帯が6割を超える状況であり、加えて、社会保険適用拡大により、収入のある被保険者層が減り、被保険者全体の所得水準が低い状況にも拍車がかかっています。

こうした構造的課題が深刻化する中、保険料の負担増に直結する1人当たり医療費は、高齢化や医療の高度化によって高額になる傾向にあることに加え、令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う検査・診療数の増加や診療報酬上の臨時的な取扱い等による特殊な要因の影響も受けています。

今後、「流行初期医療確保措置」や、次元の異なる少子化対策の財源として検討されている「支援金制度(仮称)」により、被保険者の診療行為に結びつかない保険料負担が加わる可能性があります。

このように、国の政策により負担能力のある被保険者が減り、かつ保険料負担が更に増大していく状況下では、これまで相互扶助制度として持続してきた国民健康保険制度が、危機に立たされていると言っても過言ではありません。

ついで、国の責任において、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化等、抜本改革を実施することを強く求めます。

あわせて、抜本改革の実現までの間、現行制度を維持できるよう、下記の見直しを行うよう要望いたします。

1. 被保険者の低所得化や1人当たり医療費増による保険料増は、個々の自治体の努力だけで解決できることではないことから、国民健康保険財政基盤の更なる強化及び国庫負担割合の引上げを実施することにより、制度の維持を図ること。
2. 所得水準が低い被保険者が増えていく現状を踏まえ、低所得者層の負担軽減を図ること。
3. 子どもに係る均等割額の減額措置については、次元の異なる少子化対策が掲げられる中、子育て世帯の経済的負担を更に軽減すべく、軽減対象を現行の未就学児までという制限を撤廃すること及び、公費による軽減割合の拡大を実施すること。
4. 財政安定化基金の財政調整事業は、決算剰余金を積み立ての原資に限っているため、恒常的な確保が難しく、現に、納付金が大幅に上昇した令和4・5年度保険料算定時に活用できなかったことから、本事業の活用に向けて、国費を原資に加えて財政安定化基金の積み増しを行うこと。
5. 「流行初期医療確保措置」の導入については、必要性は理解できるものの、国民健康保険制度を活用することは、負担に対する給付が伴っていないため慎重を期すべきであり、切り離して対策を講ずること。

北京市区  
友好代表団が来日

令和5年11月6日(月)から10日(金)までの日程で、北京市区友好代表団(団長 鄭皓 通州区区长)一行8名が訪日しました。これは、昭和56年から実施している「北京市区との友好交流事業」として、特別区長会・東京都市長会・東京都町村会の三団体が招いたものです。

訪日初日に開催された三団体主催の交流会では、はじめに東京都市長会会長(渡部尚東村山市市長)が歓迎の挨拶を述べた後、特別区長会会長である吉住健一新宿区長が、「尊敬する北京市区友好代表団の団長、鄭皓女士、そして尊敬する代表団の諸先生方の今回のご訪問によって、中国と日本、北京と東京の友好親善がより深まりますように、そして、友好代表団の先生方とご列席の皆様のご健勝を祈念いたします。」と乾杯の発声を行いました。会場は終始和やかな雰囲気、楊宇中国大使館首席公使を含め日中参会者の交流が繰り広げられました。

代表団は訪日2日目に渡部会長及び東京都町村会会長(杉浦裕之瑞穂町長)の表敬訪問を、訪日3日目には吉住会長の表敬訪問を行いました。新宿区役所では、代表団は、多くの職員に拍手で迎えられました。また、記念撮影を行っ

た正面玄関前では、設置されている「平和の灯」のモニタメントについて代表団が質問を投げかけ、吉住会長が説明する場面もありました。

その後、代表団は「染の里おちあい」を視察し、江戸染物の歴史や染色技術の説明などに耳を傾けたほか、代表団全員でくるみボタンの染色体験を行い、完成品の出来栄に顔をほころばせていました。

9日(木)以降は、視察の場を愛知県に移すなど、代表団は積極的に活動し、友好交流の目的を果たして帰国の途につきました。



※「三団体主催の交流会にて(代表団、来賓の駐日中国大使館首席公使、特別区長会・東京都市長会・東京都町村会の各会長)」  
(特別区長会事務局)



# 東京都特別区・市・町村議会議長会 友好代表団が北京市等を訪問

特別区議会議長会は、東京都区市町村と北京市の友好促進を図るため、東京都議会議長会及び東京都町村議会議長会とともに、北京市人民代表大会と相互訪問交流を1983年から実施しています。今年は、コロナ禍が落ち着き4年ぶりの訪中となりました。

三議長会で組織する友好代表団一行10名（団長・山本香代子会長・江東区議会議長）が、10月29日から11月2日までの5日間、北京市及び大連市を訪問し、友好交流を深めました。

## ■北京市人民代表大会常務委員会 閻傲霜副主任と会見

友好代表団一行は、訪中二日目に北京市人民代表大会を敬愛訪問し、閻傲霜副主任との会見に臨みました。

はじめに、閻副主任から、歓迎の言葉の後、次のような挨拶がありました。

「日中両国は互いに重要な隣国であり、両国の友好関係を維持させ、かつ発展させることは両国民の願望である。」

2022年に習主席と岸田首相がバンコクで会談した際、新しい時代に合い、



会見する山本団長（左）と北京市人大常務委員会閻傲霜副主任（右）

建設的で良好な日中関係を共に構築していくことでコンセンサスを得られた。

今年の日中平和友好条約締結45周年である。中国側としても、日本とともに相互理解を深化させ、協力を強化し、両国の友好関係を促進させることを切に願っている。

北京市と東京都の協力についてご提案をさせて頂きたい。1点目は、両都市の友好都市としての関係をより強化し、多方面に及ぶ協力を拡大させること、2点目は、法整備分野における交流を強化し、都市化発展の経験を共有していくこと、3点目は区レベルの友好交流も支持し、友好の基礎をより強固なものにしていくことである。

今回のご訪問では通州区と東城区を訪問される予定だと聞いています。多くの人的・文化的交流を行い、実務重視の協力を展開し、両都市人民の相互理解を強化し、日中両国の友好関係を代々継続できるように推し進めることを心より願っている。北京滞在中、是非、多くの所を訪問され、より多くの人々と交流して、近年の北京の発展状況を視察し、両都市の更なる友好関係のためのメッセンジャーになつていただきたい。そして、友好都市締結45周年の時は、両都市の友好関係はより広く、より深くなり、より多くの市民同士が相互訪問するようになることを望んでいます。皆さんの北京での訪問がすべて順調に行われることを祈念す

る。」

これに對して山本団長は、次のような答礼の挨拶を行いました。

「私達の北京市訪問は、1983年に始まり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4年ぶりとなったが今回で18回目である。この間、東京と北京市の友好関係は、歳月を重ねることに着実に深まりと広がりをみせている。」

今年、日中平和友好条約締結45周年を迎えた。この間、日中両国は、様々な懸案を適切に処理しながら、お互いにパートナーとして、あらゆる分野で協力と交流を推し進めてきた。また、来年は東京都と北京市において、友好都市締結45周年を迎えることとなる。

私たちは、東京・北京両都市がスポーツや文化をはじめ様々な分野で、さらに交流の歴史を重ね、お互いがますます繁栄することを強く願うものである。

今回の私達の訪問は、短い滞在期間ではあるが、この機会に多くの皆様と友好交歓を行い、理解と友情を一層深めていきたい。」

## ■友好代表団の視察及び交流

訪中初日には、北京市都市計画



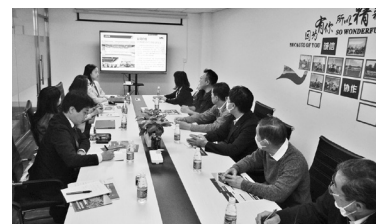
北京市人大常務委員会表敬訪問での記念撮影

展示場を視察し、北京市のまちづくりに歴史についての知見を広げました。2日目午前には、北京市副都心計画展示場を訪問し、北京市副都心の計画や建設等についてを、午後には、前門街道草場コミュニティ町内会議事スペース等を訪問し、住民自治や旧市街の保護と活性化について視察しました。

3日目は、中国のシリコンバレーとも呼ばれる中関村を訪問し、最新の地形計測や3D構築技術を視察しました。団員からは、最新技術の各自自治体での具体的な意見交換が行われました。また、万里の長城、康陵村を巡り、観光、まちおこしなどの状況について見聞を広めました。

4日目は、北京を立ち、大連市を訪問しました。棒極島景勝地、東海公園、ロシア人街を、5日目の最終日は、蓮花山展望台、星海広場など、大連市の観光やまちづくり等を視察しました。

友好代表団は、北京市、大連市や中国に対する理解と友好親善のきずなを深め、帰国の途につきました。



中関村での視察の様子

## 令和5年度 公益財団法人特別区協議会 第4回理事会の結果

第4回理事会は、書面にて行われました。結果は次のとおりです。

### 1 結果

#### 〈決議事項〉

- ・東京区政会館2階商業区画の貸付契約の締結について (決定)
- ・公益財団法人特別区協議会電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正及び削除の防止に関する事務処理規程 (決定)
- ・公益財団法人特別区協議会就業規則の一部を改正する規程 (決定)
- ・公益財団法人特別区協議会非常勤職員規程の一部を改正する規程 (決定)

#### 〈報告事項〉

- ・令和5年度上半期事業報告 (了承)
  - ・東京都立入検査の結果について (了承)
  - ・児童養護施設等措置費支払事務等に係る共同処理組織の東京区政会館への入居における契約内容について (了承)
- 2 決議のあったものとみなされた日  
令和5年11月10日  
(公益財団法人特別区協議会総務部)

## 令和5年度 公益財団法人特別区協議会 第5回理事会の結果

11月16日(木)に第5回理事会が開かれました。審議結果は次のとおりです。

#### 〈審議結果〉

- ・代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の報告(令和5年5月～令和5年10月)について (了承)

(公益財団法人特別区協議会総務部)

## 特別区自治情報・交流センター 休館のお知らせ

左記の期間は休館とさせていただきます。休館中は資料の貸出・予約・返却を中止いたします。ご不便をおかけしますが、利用者の皆さまには、ご理解のほどお願い申し上げます。

#### ▼蔵書点検に伴う休館

令和5年12月11日(月)～16日(土)

#### ▼年末年始休館

令和5年12月29日(金)  
～令和6年1月3日(水)

※12月28日(木)は17時閉館

#### ▼全館停電に伴う休館

令和6年1月27日(土)

※1月26日(金)は17時閉館

#### 【問合せ先】

(公財)特別区協議会 事業部調査研究課

特別区自治情報・交流センター

電話 03(5210)9051



特別区自治情報・交流センター  
ホームページ



公式X(旧ツイッター)

(公益財団法人特別区協議会事業部)

## 令和5年11月区長会・議長会の主な案件等

### 区長会

11.16

- 東日本大震災被災市町村への職員派遣の御礼とお願いについて
- 令和5年度都区財政調整区別再算定について
- 令和6年度都区財政調整区別提案事項について
- 税財政部会の概要について
- 特別区のスケールメリットを生かした業務効率化について
- 令和7年度国・都の施策及び予算に関する要望について
- 令和6年度以降の最終処分委託料の改定について
- 令和6・7年度後期高齢者医療保険料率の「算定案」について
- 後期高齢者医療広域連合協議会(11/6開催)報告について
- 公益財団法人特別区協議会理事会について
- 会計年度任用職員に係る期末手当支給月数の取扱いについて
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 令和5年度北京区との友好交流事業について
- 児相事務位置付け整理に向けた打合せについて
- 不合理な偏在是正措置に関する要請について
- 国民健康保険制度の見直しに関する提言について
- 「ふるさと納税」制度の抜本的な見直しに関する共同要請について
- 都知事と特別区長会との意見交換の実施について
- 2025年「ゼロカーボンシティ特別区」の実現に向けた特別区長会共同宣言及び金融機関との協定締結式の実施結果について
- 令和5年台風第13号に伴う災害に係る被災自治体への支援について

(特別区長会事務局)

### 議長会

11.17

- 再審法改正について
- 令和5年度都区財政調整区別再算定について
- 令和5年度第4・5回公益財団法人特別区協議会理事会議決結果について
- 中間監査の実施結果について
- 関東市議会議長会評議員会の概要について
- 全国市議会議長会評議員会の概要について
- 市議会議員共済会理事会の概要について
- 全国市議会議長会研究フォーラムの概要について
- 令和6年度議長会等会議日程(案)について
- 令和6年度議長会関係役員等(選任)の考え方について

(特別区議長会事務局)

# 令和5年度管理職選考種別 I 類合格者の発表 及び択一・短答式問題受験の免除者の通知

令和5年度管理職選考 区別・選考区分別合格者数

(単位：人)

区名	I 類				合計
	事務	技術 I	技術 II	技術 III	
千代田	4	1	1		6
中央	5				5
港	7			1	8
新宿	6	1			7
文京	5				5
台東	2	1	1		4
墨田	3		2		5
江東	5	1	2		8
品川	9	1			10
目黒	1				1
大田	5	1			6
世田谷	12	1			13
渋谷	8			1	9
中野	1				1
杉並	2	1			3
豊島	7	1			8
北	7	1	1	1	10
荒川	4	2	2		8
板橋	7	1		1	9
練馬	7		1		8
足立	8				8
葛飾	6				6
江戸川	5	2	1		8
特厚	1				1
特競馬					
清掃				2	2
計	127	15	11	6	159

特別区人事委員会は、10月27日（金）、令和5年度管理職選考種別 I 類合格者の発表及び択一・短答式問題受験の免除者の通知を行いました。

159人が最終合格  
（合格者数）

今年度の管理職選考種別 I 類合格者数は、

## 管理職選考種別 I 類合格者

159人となりました。

昨年度と比較し、4人増となりました。

（合格率）

合格率は、29・9%でした。合格率を受験方式別に見ると、全部受験方式は昨年度比2・0ポイント減の25・4%、免除受験方式（※）は同1・9ポイント減の33・7%となりました。

また、合格者全体に占める免除受験者の割合は、合格者159人中98人の61・6%で、昨年

令和5年度管理職選考実施状況

### I 類（全部及び免除受験方式）

(単位：人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)			
		5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	
I 類	事務	388	336	52	214	191	23	127	107	20	32.7	31.8	0.9	
	技術	I	51	67	△16	23	40	△17	15	26	△11	29.4	38.8	△9.4
		II	46	41	5	17	22	△5	11	14	△3	23.9	34.1	△10.2
		III	46	46	0	9	12	△3	6	8	△2	13.0	17.4	△4.4
	小計	143	154	△11	49	74	△25	32	48	△16	22.4	31.2	△8.8	
合計	531	490	41	263	265	△2	159	155	4	29.9	31.6	△1.7		

### I 類（全部受験方式）

(単位：人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)			
		5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	
I 類(全部)	事務	184	178	6	77	90	△13	55	51	4	29.9	28.7	1.2	
	技術	I	23	25	△2	5	8	△3	3	4	△1	13.0	16.0	△3.0
		II	18	23	△5	5	12	△7	2	9	△7	11.1	39.1	△28.0
		III	15	11	4	1	2	△1	1	1	0	6.7	9.1	△2.4
	小計	56	59	△3	11	22	△11	6	14	△8	10.7	23.7	△13.0	
合計	240	237	3	88	112	△24	61	65	△4	25.4	27.4	△2.0		

### I 類（免除受験方式）

(単位：人、%)

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)			
		5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	5年度	4年度	増減	
I 類(免除)	事務	204	158	46	137	101	36	72	56	16	35.3	35.4	△0.1	
	技術	I	28	42	△14	18	32	△14	12	22	△10	42.9	52.4	△9.5
		II	28	18	10	12	10	2	9	5	4	32.1	27.8	4.3
		III	31	35	△4	8	10	△2	5	7	△2	16.1	20.0	△3.9
	小計	87	95	△8	38	52	△14	26	34	△8	29.9	35.8	△5.9	
合計	291	253	38	175	153	22	98	90	8	33.7	35.6	△1.9		

度と比較し3・5ポイント増となり、引き続き高水準となっております。

（※）免除受験方式とは、択一・短答式問題受験の免除資格を得ている者が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式です。



択一・短答式問題受験の免除資格取得者

191人が免除資格を取得

〈免除資格の取得者数〉

免除資格とは、択一・短答式問題の成績が上位30%程度の者に、原則翌年度以降の3年間、択一・短答式問題の受験を免除するものです。今年度は、免除対象者(※)665人のうち191人(28・7%)が免除資格を取得しました。

(※)免除対象者とは、全部受験方式で受験し、合格

にいたらなかった者並びに分割受験方式及び前

倒し受験方式で受験した者をいいます。

〈免除資格の取得率〉

受験方式別で見ると、全部受験方式が26・4%、分割受験方式が19・5%、前倒し受験方式が33・9%でした。昨年度から引き続き、前倒し受験方式の免除資格の取得率が最も高いことから、若年層の意欲の高さがうかがえる結果となりました。

免除資格の取得者は、今年度の合格率(全部受験方式25・4%、免除受験方式33・7%)を見ても分かるように、合格への大きな一歩を踏み出したこととなります。

今後も、行政需要の拡大等により、需要数は増加傾向で推移することが見込まれます。特別区人事委員会事務局は、引き続き積極的な受験を呼びかけていきます。

来年度の管理職選考種別I類の受験を希望される方は、明確な目標を持って勉強や日常業務に取り組んでください。

(特別区人事委員会事務局)

令和5年度管理職選考免除者総括表(選考区分別・受験方式別)

(単位:人、%)

	対象者数				免除者数				免除率				
	計 A	受験方式内訳			計 B	受験方式内訳			計 B/A	受験方式内訳			
		全部 A1	分割 A2	前倒し A3		全部 B1	分割 B2	前倒し B3		全部 B1/A1	分割 B2/A2	前倒し B3/A3	
事務	502	124	100	278	145	28	18	99	28.9	22.6	18.0	35.6	
技術	I	68	20	17	31	17	6	4	7	25.0	30.0	23.5	22.6
	II	50	16	16	18	16	7	3	6	32.0	43.8	18.8	33.3
	III	45	14	16	15	13	5	4	4	28.9	35.7	25.0	26.7
	小計	163	50	49	64	46	18	11	17	28.2	36.0	22.4	26.6
合計	665	174	149	342	191	46	29	116	28.7	26.4	19.5	33.9	

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験した者

3 分割とは、分割受験方式で受験した者

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した者

# 特別区職員研修所からのご案内

## 2月の研修メニューを紹介します

### ●ピックアップ研修

### サポート研修「講演会」 夢に向かって走り続ける

日時：2月27日(火)  
14:30～16:00  
(14:00開場)

対象：特別区に勤務する職員  
講師：増田 明美 氏（スポーツジャーナリスト・大阪芸術大学教授）  
内容：長年陸上競技界でトップランナーとして活躍を続け、次々に日本記録を樹立するなど女子長距離走の第一人者である増田氏。オリンピックに出場するまでに至った努力や、厳しい世界の中で活躍された経験、挫折から立ち直った経験など、モチベーションを保つ秘訣等についてお話いただきます。

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット (★)
<b>専門研修</b>		
栄養士	1/29(月)・2/2(金)	保健所・保健センター、保育園、福祉施設等に勤務する栄養士
戸籍(中級)①②	①2/5(月)～2/9(金) ②2/19(月)～2/21(水)・ 2/26(月)・2/27(火)	同研修(初級)を修了し、戸籍事務を担当する職務経験2年以上の職員
まちづくり(基礎Ⅱ)①②	①2/13(火)・2/15(木) ②2/13(火)・2/16(金)	まちづくりに関連する事業を担当する職員
食品衛生	2/13(火)・2/14(水)	食品衛生監視業務に従事する職員
<b>児童相談所関連研修</b>		
調整担当者研修	2月中～下旬	(1) 調整担当者として職務を行う職員で、児童福祉司任用前講習会を修了した者 (2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ※児童相談所設置区以外の方も受講できますが、法律で義務付けられた研修を受講したことを証明する修了証は交付されません。
児童福祉司(3～4年目)Ⅱ	2月下旬～3月上旬	子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 ★児童福祉司3～4年目の職員
<b>ステップアップ研修</b>		
思考力・論理構築力向上⑧	2/5(月)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話によるポジティブ・アプローチ⑦	2/5(月)・2/6(火)	係長級以下の職員 ★主任の職員
コミュニケーションスキルアップ⑥	2/2(金)	全 職 員 ★区民や職場の同僚との良好な関係構築に向けた、コミュニケーションスキルを身につけたい採用2～6年目程度の職員
メンタルヘルスマネジメント③	2/2(金)	係 長 級 の 職 員 ★メンタルヘルスについての正しい知識とメンタルヘルス不調の予防や早期発見・早期対応方法等のマネジメント知識を身につけたい係長級の職員
<b>サポート研修</b>		
地方公務員法⑤	2/14(水)	1 級 職 の 職 員 ★地方公務員法の基本理念や仕事の法的根拠を意識して職務を行いたい1級職の職員
地方自治法⑥	2/19(月)	1 級 職 の 職 員 ★法令・根拠にあたる仕事の進め方を身につけたい、これから地方自治法を意識して実務を行っていききたい1級職の職員
特別区制度②	2/21(水)	全 職 員 ★都区間での事務配分や税財政制度等、特別区制度の特徴について、地方自治法等を読み解きながら学びたい職員
<b>試行研修</b>		
統計基礎と実践的データ分析②	2/7(水)	全 職 員 ★情報収集及びデータ分析方法を身につけたい職員
児童相談所関連トピックス⑤	2/9(金)・2/13(火)	児童相談所職員、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員

※紙面の都合上、2月に実施する研修の一部を紹介しています。(一部1月に実施する研修を含む)

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限(研修実施日より一ヶ月程度前)については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ(<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/kenshu/kenshujotop/index.html>)もご覧ください。(特別区職員研修所)



TOKYO  
METROPOLITAN  
UNIVERSITY

# 東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 1月開講講座のご案内です！！

## ●過去の地震災害に学び新たな震災に備える

関東大震災から100年、東京の都市直下型地震に備える 【講座コード：2341T003】

今年には1923年9月1日に発生した関東大震災（M7.9）による激甚災害から100年目に当たります。その間にも大規模な地震災害が多く発生し、地震災害の脅威を経験してきました。

本講座では、過去の地震災害の教訓として学んだ地震に関する地域の危険度評価や特定の地震を想定した地域の被災イメージを認識し、都市を災害に強くするための防災都市計画を考え、住民としての防災対策として何をすべきなのか一緒に考えて行きます。

- 第1回 あなたの町の地震災害リスクを知る・あなたの町の地震災害イメージを認識する
- 第2回 都市を災害から強くするための都市防災対策・地域の一員としての防災活動

講師：荏本 孝久  
神奈川大学名誉教授 神奈川県防災会議委員  
小川 雄二郎  
アジア防災センター理事長 前富士常葉大学教授

日時：1月17日、24日（水）  
14：30～17：40（全2回）

受講料：10,100円

場所：飯田橋キャンパス

## ●「コンプライアンス」と「知的財産」【講座コード：2341E002】

～「知らなかった」では済まされない？～

「コンプライアンス」という言葉は、企業経営などの実務においては、しばしば「法令遵守」と翻訳されます。

「自分は普段から法律をちゃんと守ってるよ」と思う人が大半かと思いますが、それでもなお、「コンプライアンス」の問題が日々のニュースで報じられることも多くあります。今回は、そうした「コンプライアンス」と「知的財産」がどのように関連するのかについて学ぶきっかけになればと思います。

- 第1回 「コンプライアンス」について
- 第2回 「コンプライアンス」と主な知的財産権について

- 第3回 「コンプライアンス」と著作権について
- 第4回 「コンプライアンス」に関する補足事項と全体のまとめ

講師：松本 公一  
あいわ弁理士法人 弁理士  
日時：1月24日、31日、2月21日、28日（水）  
18：30～20：00（全4回）

受講料：10,100円

場所：飯田橋キャンパス

\* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。（特別区協議会事業部）

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。

<問い合わせ先>

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>

Tel.03-3288-1050（平日 9：00～17：30）

●パンフレットを無料送付いたします。



# 環境影響評価における清掃工場の「大気拡散予測」

## ◆環境影響評価とは

環境影響評価は、通称「環境アセスメント」とも呼ばれ、大規模な開発等の事業を実施する際に、事業者があらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価する東京都の制度です。

予測・評価をした内容について、都民や関係自治体などの意見を聴くとともに、東京都の環境影響評価審議会にて専門的立場から審査されます。

事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするためのこの一連の手続きを環境影響評価といいます。

東京都の環境影響評価条例では、清掃工場の建替事業も対象となっています。

この条例では全部で17項目を予測・評価項目として定めており、その中から、事業の実施により環境に影響を及ぼす可能性のある項目を選定して予測・評価を行います。

清掃工場の建替えでは、17項目のうち、大気汚染や騒音・振動といった項目を選定しています。

東京二十三区清掃一部事務組合では、世田谷清掃工場において令和8年から建替工事を予定しており、ほかの清掃工場の建替工事と同様に環境影響評価の手続きを進めています。

今回は、この環境影響評価で予測・評価する項目のうち、大気汚

染における清掃工場の稼働に伴う排ガスの「大気拡散予測」について説明します。

## ◆大気拡散式による予測

東京都が定める環境影響評価技術指針の中では、環境影響評価を行うための方法が決められています。

環境影響評価技術指針では、「煙突から排出される排ガスの大気中の濃度を予測する方法」として、大気拡散式を基本とするとしています。

煙突から排出された排ガスは、風下に向かって拡散されます。この拡散の状況を計算する方法が、大気拡散式と呼ばれるものです。

大気中の予測濃度は、煙突から排出される排ガスの想定濃度や量を用いて、大気拡散式により求めます。

## ◆高層気象調査

大気拡散の予測に必要な気象条件として、上空の風速、気温の鉛直分布（高度の変化による気温の分布）等の状況を把握する必要があります。そこで高層気象調査を行います。

高層気象調査は、ヘリウムガスを入れた直径1メートル程のバルーンに「温度計、風向き・風速計、GPS」を搭載した装置である「ラジオゾンデ」を吊るし、清

掃工場の敷地から空に放ちます。ラジオゾンデによって観測された上空の気象データはリアルタイムで地上の受信機に送られます。

この調査は春夏秋冬において、それぞれ1日4回、5日間連続で行います。

飛ばしたバルーンは、上空の偏西風に流されながら、50分ほどかけて地上から約1万5千メートルまで上昇した後、自然に破裂します。

破裂後は環境に影響のない素材を使用したパラシュートで、ゆっくりと落下し、季節や気象条件にもよりますが、太平洋沖に落下します。

世田谷清掃工場の調査でも、晴れた日は15分程度、飛行していく白いバルーンの姿を見ることができました。



高層気象調査の様子

## ◆風洞実験

前述の大気拡散式は、平地において、周りに高い建物等の影響がない条件での予測ですが、実際の清掃工場の立地は、地形や周囲の高層建築物等による影響が考えられます。

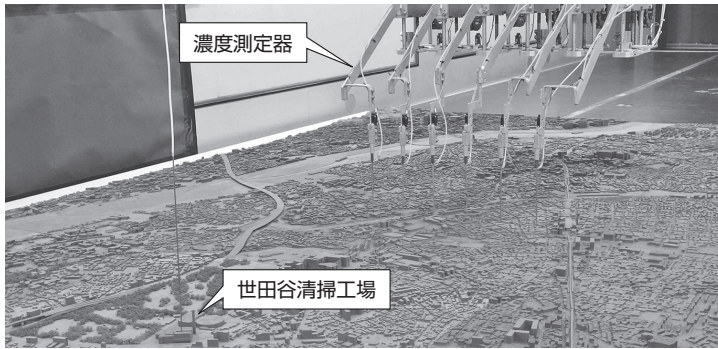
そのため、風洞実験と呼ばれる縮尺模型を使った実験を行って、大気拡散式により求めた結果に立地条件の影響を加味した補正を行います。



世田谷清掃工場と周辺の縮尺模型

世田谷清掃工場建替事業では、清掃工場から東西南北6キロメートルまでの地形や建物の縮尺模型（縮尺1/2000）を大きな風洞（風の流れを再現する装置）の中に置いて風を流し、清掃工場模型の煙突から実際に排ガスに見立てたガスを流して、どのように拡散していくのかを確認しました。

左側の写真は、ガスの排出高さを確認しながら、濃度測定器でガスの濃度を測定している様子です。



模型を使ったガス濃度測定の様子

#### ◆ 予測した環境影響の評価

予測した大気中の排ガス濃度から、清掃工場の稼働による大気環境への影響について評価し、環境基準等と比較を行います。

この内容をほかの予測・評価項目と併せて環境影響評価書案として取りまとめ公表するとともに、住民説明会を開催します。

その後、環境影響評価書案に対して寄せられた住民や関係区の意見及び東京都知事からの審査意見を踏まえて、最終的に環境影響評価書としてとりまとめます。

#### ◆ 環境影響評価の必要性

環境影響評価では、ほかの予測・評価項目についても、「大気拡散予測」と同じように科学的知見に基づき、予測・評価を行います。

清掃工場の建替えは大規模な工事であり、しゅん工後も含めて十分な環境配慮が必要な事業です。環境影響評価は、建替事業に対する理解を得るとともに、事業実施による環境への影響をできる限り少なくするための大切な制度です。

（東京二十三区清掃一部事務組合  
建設部計画推進課）

#### 令和4年度に多く出された粗大ごみは？

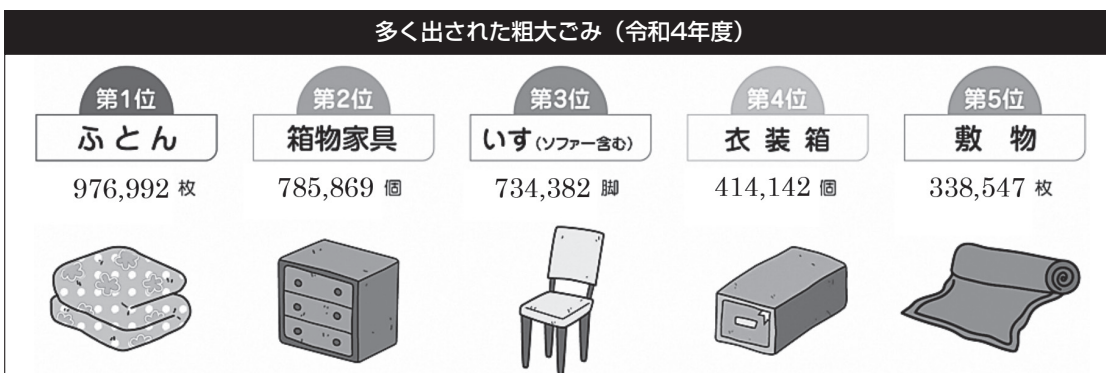
令和4年度における23区の粗大ごみ収集量は、7万2407・11トンでした。前年度と比較して、1629・72トン、率にして2・2%減少しました。多く出された粗大ごみは、1位ふとん、2位箱物家具、3位いす、4位衣装箱、5位敷物でした。これらは23区が収集した粗大ごみ個数のおよそ33%を占めています。

粗大ごみは、江東区海の森にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎・選別処理されます。縦型の破碎機で、粗大ごみを高速回転するハンマーで碎き、一辺の長さ15センチメートル以下の大きさにします。その後、磁石を使った機械で鉄分を回収し、売却しています。破碎後の残さは、焼却できるものは清



粗大ごみ受入ヤードの可燃系粗大ごみ

#### 多く出された粗大ごみ（令和4年度）



掃工場で焼却処理し、焼却に適さないものは埋立処分します。

（東京二十三区清掃一部事務組合  
総務部事業調整課・施設管理部施設課）





## 12月29日(金)は東京大賞典(GI)！ 白熱のレースをフジテレビ系列&BSフジで生中継！

今年のダートNo.1を決めるグランプリレース「東京大賞典(GI)」が12月29日(金)に開催されます。「東京大賞典(GI)」は地方競馬唯一の国際GI競走であり、日本全国から集結するダートグレード戦線の実績馬に加え、海外馬も参戦可能なハイレベルのレースです。

その熱い戦いを今年もフジテレビ系列(フジテレビ・関西テレビ・東海テレビ・北海道文化放送)とBSフジで生中継します。TCKゆかりのスペシャルゲストも登場しますので、ぜひご期待ください。



昨年(2022年)の東京大賞典優勝馬ウシュバテソーロ号

### ●放送内容

放送日：2023年12月29日(金)

放送時間：フジテレビ、関西テレビ、東海テレビ、北海道文化放送 14:45~16:00

BSフジ 14:45~18:00

レース名：第69回東京大賞典(GI) 第9競走(15時40分発走予定) 他

年末の  
中継情報  
はこちら  
▶▶▶



## 1月・2月にトゥインクルレース開催を追加！ 令和5年度開催日程の変更のお知らせ

東京シティ競馬では、冬季開催において所属馬の出走機会を確保するため、令和6年1月21日(日)と2月11日(日・祝)の2日を開催日程に追加し、両日も夜間開催として実施します。

### 2023年12月～2024年3月東京シティ競馬 開催日程

開催月	開催日程	開催レース	種別
12月	26日(火)～28日(木)		☆
	29日(金)～31日(日)	29日(金) 東京大賞典(GI) 30日(土) 東京シンデレラマイル(SIII) 31日(日) 東京2歳優駿牝馬(SI)	○
1月	21日(日)		☆
	22日(月)～26日(金)	24日(水) 金盃(SII)	○
2月	11日(日・祝)		☆
	12日(月・休)～16日(金)	14日(水) 雲取賞(JpnIII)	○
	26日(月)～3月1日(金)	28日(水) フジノウェーブ記念(SIII)	○
3月	18日(月)～22日(金)	20日(水・祝) 京浜盃(JpnII)	☆

☆トゥインクルレース開催 ○昼間・薄暮開催

(競馬事務局 広報課)

### 開催成績

(各回対比)

回別	開催日程	売得金額	利用者数	1日平均			前年度同時期対比(1日平均)		
				売得金額	利用者数	1人当り購買金額	売得金額	利用者数	1人当り購買金額
12	10/29~11/3	15,508,240,110円	1,724,053人	2,584,706,690円	287,342人	9,000円	136.1%	102.6%	132.7%
13	11/13~17	9,391,422,900円	999,918人	1,878,288,580円	199,984人	9,390円	117.3%	129.9%	90.2%





## ～年の瀬に、今年一番熱い日がやってくる。～ 東京大賞典特設サイトオープン

12月29日(金)東京大賞典(GI)にあわせ、今年も特設サイトがオープンしました。

カギとなる前哨戦の成績や直前情報、各種イベント情報などを順次更新予定！情報盛りだくさんでお届けします。

今年のダート競馬を締めくくるグランプリレース「東京大賞典(GI)」にぜひご参加ください！

東京大賞典

特設サイトはこちら▶▶▶

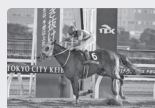


### 12月の開催予定

競馬開催日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
大井川船浦			大井競馬開催			東京大賞典	東京シンデレラマイル	東京2歳優駿牝馬	浦和競馬開催		
崎橋和											

### 1月の開催予定

競馬開催日	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
船橋競馬開催									大井競馬開催	金盃		川崎競馬開催					



東京大賞典 (GI)

●12月29日(金)  
●2,000m



東京シンデレラマイル (SIII)

●12月30日(土)  
●1,600m



東京2歳優駿牝馬 (SI)

●12月31日(日)  
●1,600m



金盃 (SI)

●1月24日(水)  
●2,600m

ダート競馬の総決算として行われる年の瀬のビッグレースで、地方競馬では唯一となる国際GIに格付けされている国際競走です。日本全国から集結したダートグレード戦線の実績馬に加え、海外で活躍する実力馬が参戦可能なため、その年のダートNO.1を決める真のグランプリレースとして高い注目が集まります。

年末に3日連続で行われる重賞の第2弾は、年の瀬のダートを彩るレディたちが競演するマイル(1,600m)戦の牝馬限定の重賞です。年明けの交流重賞に向けて、地元所属馬の勢力図を確認する意味でも見逃せない一戦です。  
＜上位2頭にクイーン賞(2024年2月7日実施)の優先出走権を付与＞

2023年のラストを飾る重賞は、デビュー間もない2歳馬の女王決定戦。ゴール前写真判定装置やスターティングゲートの採用などTCKには国内初の試みが数多く存在しますが、2歳牝馬限定の重賞創設もJRAに先んじた画期的な試みでした。翌年春のクラシックロードに向けて、若き乙女たちが精一杯の走りを繰り広げます。

TCKで行われる年明け最初の重賞で、国内で最も長い距離(2,600m)で争われるダート重賞です。コースを約1周半駆け抜けるため、長距離ならではのペース配分や位置取りが勝敗を分けるケースも多く、ジョッキーたちの腕比べも見逃せないポイントです。  
＜上位2頭にダイアライト記念の優先出走権を付与＞

パソコンからでも、スマホからでも投票できる！

ネットで地方競馬を楽しむなら！

# SPAT4

お問い合わせは **0120-006-309**

南関東競馬開催日の昼間開催10～17時/ナイター開催12～21時  
※20歳未満の方はご利用いただけません。またご利用いただけるのは日本国内在住の個人の方のみです。法人でのお申し込みはできません。

全国の地方競馬全レースが買える！ライブが見られる！

50円から買える！「トリプル馬単」も発売！

馬券購入でポイントが貯まる！

最短15分でスパッと入会！

<https://spat4special.jp>

SPAT4

検索



編集

- 特別区長会事務局調査第1課
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合総務部総務課
- 公益財団法人特別区協議会総務部総務課
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課
- 特別区競馬組合競馬事務局広報課

- TEL (5210) 9738 ホームページ<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/>
- TEL (5210) 9731 ホームページ<http://www.tokyo23city-gichokai.jp/>
- TEL (5210) 9916 ホームページ<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/>
- TEL (5210) 9917 ホームページ<https://www.tokyo-23city.or.jp/>
- TEL (6238) 0613 ホームページ<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>
- TEL (3763) 2170 ホームページ<https://www.tokyocitykeiba.com/>